



ふれあい 消防 119

KORIYAMA FIRE DEPT.

平成29年 (2017年) vol.2 (11月号)



今やるう！ 「わが家の防火」再点検 (H29.8.26 郡山市総合防災訓練)

編集 発行

郡山地方広域消防組合消防本部 総務課 ☎024-923-1740

check!

フェイスブック



ウェブサイト



QRコードを使って各サイトへGo!!

違反対象物の公表制度を開始します (平成30年4月1日から)

平成30年4月1日から、消防が立入検査で確認した、重大な消防法令違反がある建物の名称などを、ウェブサイトで公表します。防火安全への認識を高めること、防火管理業務の適正化を目的としたもので、違反内容などの公表により、その建物を利用しようとする方自身が違反に関する情報を確認した上で、利用を判断することができるようになります。



公表する情報

公表する情報は、「建物名称」、「所在地」、「法令違反の内容」です。

例

- 建物名称 ○×商事ビル
- 所在地 郡山市〇〇一丁目〇番〇号
- 法令違反の内容 自動火災報知設備の未設置

対象となる建物

物販店、ホテルや病院など、不特定多数の人が利用する建物や社会福祉施設等のうち、「自動火災報知設備」、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」を設置しなければならない建物

対象となる法令違反

設置しなければならない消防用設備等（自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備）が設置されていない場合

火災予防絵画・ポスターコンクール 私たちの防火標語 最優秀賞作品決定

管内の小学生などから、火災予防絵画・ポスターは1,059点、防火標語は4,255点を応募いただき、選考の結果、各部門の入賞作品が決定しました。火災予防絵画・ポスターコンクール各部門の最優秀賞作品は、右のとおりです。たくさんの応募ありがとうございました。 ※「私たちの防火標語」の最優秀賞作品は内面に掲載しています。



古くなった消火器を回収します

老朽化により腐食、変形している消火器は、破裂するおそれがあり危険です。次の日時・場所で専門業者による回収を行いますので、処分を希望される方は、この機会を是非ご利用ください。 ※1本につき、1,000円のリサイクル料金がかかります。 ※回収する消火器は、家庭用に限ります。

日時：平成29年11月11日(土) 午前9時00分～正午
場所：郡山市内の消防署・各分署等 (※大槻基幹分署・中田分署を除く)
郡山市富久山行政センター・芳賀地域公民館・大槻ふれあいセンター
※田村市・三春町・小野町内では、来年3月頃を予定しています。

119番通報のかけ方を確認しましょう

～11月9日は「119番の日」～

通報のポイント 「あわてず、はっきり、正確に」

まずは、落ち着いて通報しましょう。必要な情報はこちらからおたずねしますので、はっきりと正確に教えてください。

火災のときに必要な情報	救急のときに必要な情報
<ul style="list-style-type: none"> ○住所 ○近くの目立つ建物 ○何が燃えているか 	<ul style="list-style-type: none"> ○住所 ○近くの目立つ建物 ○誰がどうしたのか

